合理的更多的意义的

しょうがいしゃさべつかいしょうほう

しょう

りゆう

さべつかいしょう

《障害者差別解消法》により障がいを理由とする差別解消

とりくみ

すす

みんかんじぎょうしゃ

ごうりてきはいりょ

の取組をいっそう進めるため、民間事業者にも合理的配慮

ていきょう ぎ む

の提供が義務づけられます。

しこうび こうふ ひ れいわ ねん がつ にち

ねんいない

※施行日は、公布の日(令和3年6月4日)から3年以内に

おいて政令で定める日からです。

ふとう

さべつてきとりあつかい

差別的取扱い

_{こうりてきはいりょ} **合理的配慮**

くに **玉**

ちほうこうきょうだんたい

地方公共団体

きん し禁止

ていきょう

提供しなければならない

みんかんじぎょうしゃ

民間事業者

きん し **埜 止**

ていきょう

提供しなければならない

しこうまえ どりょくぎむ

(施行前は努力義務)

くわ うらめん らん 詳しくは裏面をご覧ください。

~障害のある人もない人も、共に生きる社会をめざして~

ふとう さべつてきとりあつか きんし 「不当な差別的取扱いの禁止」

によう ひと たい **障がいのある人に対し** せいとう りゅう

正当な理由がないのに

商品やサービスを提供しないこと

を禁止しています。

たとえば…

しかくしょう ひと くるま ひと 視覚 障 がいのある人や 車 いすの人 もうどうけん つがお店に入ろうとしたら盲導犬を連れている、車 いすに乗っていることを理由に入 店を 断 られた。



ごうりてきはいりょ ていきょう 「合理的配慮の提供」

トレょう ひと なん たいおう **障 がいのある人から何らかの対応を** い し った

必要としている意思が伝えられないよう ふたん おも はんい

その内容の負担が重すぎない範囲で

対応することが求められます。

たとえば…

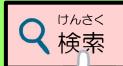
め みみ ふじゅう かた ぜんたいぞう 目や耳が不自由な方や、全体像を にんなん しょう かた かた で がいのある方 に、意思を伝え合うために絵や写真 のカードやタブレット端末などで せつめい おこな

説明を行う。



くわ りかいそくしん らん 詳しくは理解促進ポータルサイトをご覧ください。

じょうがいしゃ さべつかいしょう む りかいそくしん 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト



あつぎし しょう ふくしか でん わ

厚木市 障がい福祉課 電 話:046-225-2221

メール: 2100@city.atsugi.kanagawa.jp